

### 【アメリカ】2017年ヨーロッパの反ユダヤ主義と戦う法律

2019年1月14日に「2017年ヨーロッパの反ユダヤ主義と戦う法律」(Combating European Anti-Semitism Act of 2017, P.L.115-434)が成立した。同法第2条の事実認定では、過去10年間で反ユダヤ主義の事象の着実な増加等を認定した。第3条の連邦議会の意思では、米国の国益として、国内外の反ユダヤ主義と戦うこと等が表明された。第4条ヨーロッパにおける反ユダヤ主義の状況に関する年次報告では、1998年国際信仰自由法(International Religious Freedom Act of 1998, P.L.105-292)第102条(b)項(合衆国法典第22編第6412条)を改正し、ヨーロッパ各国の、反ユダヤ主義の状況について安全保障上の脅威や、米国政府と各国との情報共有等について、各国の信教の自由に関する年次報告書に盛り込まねばならないとされた。この法律は、2004年グローバル反ユダヤ主義監視法(Global Anti-Semitism Review Act of 2004, P.L.108-332)に続くものである。

海外立法情報調査室・廣瀬 淳子

・ <https://www.congress.gov/115/bills/hr672/BILLS-115hr672enr.pdf>

### 【アメリカ】行政管理予算局による議会審査法の遵守指針

2019年4月11日、大統領府に属する行政管理予算局(Office of Management and Budget: OMB)のヴォート(Russell T. Vought)副局長は、連邦議会が行政府の規則等を無効とし得る手続を定める議会審査法(Congressional Review Act, P.L. 104-121, 5 U.S.C. § § 801-808: CRA)の遵守に関する指針(Guidance on Compliance with the Congressional Review Act. 以下「指針」)を公表した。CRAにおいて、OMBの下にある規制事項室(Office of Information and Regulatory Affairs: OIRA)が「主要」と判断する規則が、連邦議会の審査の対象となる。指針は、2019年5月11日に効力を生じ、CRAの実施に関する1999年3月30日のOMB指針に優越する。

指針の主な内容は、次のとおりである。①連邦行政手続法第553条に基づく、通知とコメントによる略式規則制定の対象とされ、法的効力を有する「規則」と共に、法的効力を有しない指針的文書、政策の一般宣言及び解釈的規則が、CRAの対象であることを確認する。②CRAの対象に、連邦準備制度理事会、連邦通信委員会、証券取引委員会等の独立規制機関が含まれることを確認する。③連邦議会による行政府の統制に関するCRAの手続と、大統領府による行政府の統制に関する大統領令12866号の手続の2つを融合させる。後者は、クリントン(William J. Clinton)政権期に定められ、規則の関連法律、大統領の優先事項との整合性を担保し、行政機関間での規則の重複や矛盾を最小限にするために、「重要な規制活動」につきOIRAの審査を求めるものである。④大統領令12866号の下で、従来OIRAに提出されてこなかった規則等についても、OIRAが審査する手続を定める。これは、大統領令12866号が従来除外してきた独立規制機関に、新たに規則等の提出を定めること及びその機関に、新たに費用便益分析の作成を求めることを含む。⑤主要規則の判断基準は、主に、CRA第804条第2項(A)に定める、年間1億ドル(約112億円)以上の経済効果が見込めるかどうかに依拠する。しかし、同条同項(B)に定める、消費者、個別産業等につき、費用又は価格の大幅な上昇をもたらす場合、同条同項(C)に定める、米国企業と他国企業との競争において、競争力、雇用、投資等に重大な悪影響を及ぼす場合の2つも判断基準であり、これに該当する場合には経済効果が年間1億ドルを下回ろうとも、主要規則とされることを確認する。

海外立法情報課・中川 かおり

・ <https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2019/04/M-19-14.pdf>

## 【EU】 AI 倫理指針の公表

2018年4月25日、欧州委員会は、AIの活用に関する基本方針を示した「欧州のAI」(COM(2018) 237 final)と題する政策文書を公表し、その実施のため、同年6月、学界、産業界、市民社会等を代表する52人の専門家から構成される「AIに関する高度専門家グループ」(High-Level Expert Group on Artificial Intelligence)を設置した。同グループは、AIに関する施策に関して欧州委員会に助言・支援を行い、AIの活用における倫理指針を策定すること等を任務とする。

高度専門家グループは、2018年12月18日の倫理指針草稿の公表を経て、2019年4月8日、「信頼できるAIのための倫理指針」(Ethics Guidelines for Trustworthy AI)を公表した。指針は、合法的で、倫理的で、堅固な「信頼できるAI」を実現する枠組みを提示するもので、全3章から成る。第1章は、4つの原則として、人間の自律性の尊重、人間への危害の防止、公平性、説明が可能であること(Explicability)を挙げる。第2章は、7つの要件として、人間による監督、技術的な堅固性及び安全性、プライバシー保護及びデータ統制、透明性、多様性・非差別・公平性、社会及び環境の健全性(well-being)への貢献、説明責任(Accountability)を挙げる。第3章には、AIがこれらの要件を満たしているか評価するためのチェックリストが掲載されている。

欧州委員会は、倫理指針の公表にあわせて政策文書(COM(2019)168 final)を公表した。今後の予定として、2019年夏から指針の実証実験を開始し、方向性を同じくする日本、カナダ、シンガポール等の第三国と協力して、国際的なAI倫理指針の策定に向けた議論を深めたいとしている。

海外立法情報課・濱野 恵

- [https://ec.europa.eu/newsroom/dae/document.cfm?doc\\_id=58477](https://ec.europa.eu/newsroom/dae/document.cfm?doc_id=58477)
- [http://europa.eu/rapid/press-release\\_IP-19-1893\\_en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_IP-19-1893_en.htm)

## 【EU】著作権指令の制定

2019年5月17日、「デジタル単一市場における著作権及び関連する権利に関して規定し、指令96/9/EC及び2001/29/ECを改正する指令」(Directive (EU) 2019/790)が公布された。指令は、全3編32か条から成る。主な内容は、インターネット上に報道記事を掲載する報道出版者に、報道記事を複製する権利及び公衆に利用可能にする権利を認め、Google ニュース等のニュース収集サイトが、これらの報道記事を収集しオンラインで公開するときは、ハイパーリンクや非常に短い抜粋のみの場合を除き、報道出版者の許諾を得ることを義務付ける規定(第15条)、YouTube等のユーザー投稿型のプラットフォームにアップロードされたコンテンツの著作権許諾を得ることを、プラットフォームの運営者に義務付ける規定(第17条)等である。また、同指令は、著作物の利用が、テキスト・データ・マイニング目的、教育目的又は公共図書館、美術館等の文化遺産保存機関における保存目的の場合には、著作権の制限又は例外の対象とすることを規定した。

海外立法情報課・濱野 恵

- <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1558317318932&uri=CELEX:32019L0790>

### 【フランス】デモ中の公の秩序の維持を強化し保障するための法律の制定

2019年4月10日、デモ中の公の秩序の維持を強化し保障するための法律第2019-290号が制定された。同法は、近年、デモが暴動にまで発展するケースがあったことを受けたものである。我が国でも、メーデーのデモや2018年11月から続いた「黄色いベスト運動」において見られた暴動はよく知られている。同法は、デモの際に発生する破壊行為・暴力行為を防ぐ目的で警察等の公的機関が法的な対応をとることができるように定めたものである。同法では、デモが行われる場所とその周辺において、警察に対して手荷物検査（目視による検査・内容物検査）、車両検査（内部の検査等）を認めることとした。また、同様の地域において、正当な理由なしに、自らが誰であるか特定できないようにする目的で顔を覆い隠すことを禁止した。これに反した場合は、1年の拘禁刑及び15,000ユーロ（約188万円）の罰金を科すこととした。さらに、公道でのデモの実施のためには、市役所等への事前の届出が必要であるにもかかわらず、必ずしも届出が行われていない実態を考慮し、届出手続を一部簡略化した。

海外立法情報課・三輪 和宏

・ [https://www.legifrance.gouv.fr/jo\\_pdf.do?id=JORFTEXT000038358582](https://www.legifrance.gouv.fr/jo_pdf.do?id=JORFTEXT000038358582)[https://www.legifrance.gouv.fr/jo\\_pdf.do?id=JORFTEXT000038215896](https://www.legifrance.gouv.fr/jo_pdf.do?id=JORFTEXT000038215896)

## 【ドイツ】連邦から州への財政支援を拡大させるための基本法（憲法）改正

連邦から州への財政支援拡大を主な目的とした「基本法改正法（第 104b 条、第 104c 条、第 104d 条、第 125c 条、第 143e 条）」（BGBl. I 2019 S. 404）が、2019 年 3 月 15 日に成立し、同月 28 日に連邦大統領の認証を得て、4 月 3 日に公布、翌 4 日に施行された。同法は、教育インフラ向上、社会住宅建設及び近距離公共交通に関する連邦の財政支援の可能性と、その前提条件として州が独自資金を用意することを規定し、また、教育インフラと社会住宅建設について資金の適正活用を確実にするため、連邦政府が報告等を求めることができること等を規定する。

連邦議会での審議において、連邦資金と同額以上の独自資金を州が用意する等の修正が第 104b 条の改正として盛り込まれたが、連邦参議院の反対により両院協議会が開催され、「同額以上」の文言削除等、修正が行われ、両院それぞれで可決された。

まず、教育インフラ改善のための連邦の財政支援については、2017 年の「基本法改正法」（BGBl. I 2017 S. 2347. 本誌 278 号（2018 年 12 月）pp.15-48 参照）で新設された第 104c 条によって、財政力が弱い地方自治体への支援が可能となっていた。今回の同条改正により、地方自治体の財政状況に関わりなく、全日制教育（授業時間の延長）と保育の拡充、学校のデジタルインフラの強化等に関して、連邦による州への財政支援が可能となった。

低所得、障害者、多子世帯等の社会的弱者のための社会住宅建設に関しては、州による住宅不足改善を連邦の財政支援によって促すことを目的として、第 104d 条が新設された。この背景には、特に多くの都市部において移住者が増加し、家賃が上昇するなど、住宅事情の悪化が進んでいることがある。法案提案理由として、住宅市場が健全に機能し、全ての社会階層に対し妥当な価格の適切な住宅を供給できるよう条件を整えることは、公の責務であるとされている。

また、第 125c 条により、近距離公共交通のインフラ整備のための「市町村交通資金調達法」（BGBl. I 1988 S. 100）は、2025 年 1 月 1 日以降でなければ改正できなかったが、同条改正によって直ちに同法を改正できるようになった。これにより、州への資金援助に関する連邦プログラムについて、増資や投資活性化を目的とした規定改正を行うことが可能となった。なお、第 143e 条（2017 年改正で新設）の改正は、財政支援ではなく、連邦高速道路等の建設・改修計画等に関するものである。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

・ <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP19/2352/235235.html>

## 【ドイツ】デジタルインフラ基金法の制定

2018 年 12 月に、「デジタルインフラ基金法」（BGBl. I S. 2525）が制定され、同年 12 月 1 日に遡って適用された。同法により、民間企業の競争に任せては整備が進まない農村地域の超高速通信網（ギガビットネットワーク）敷設を進めるための投資奨励と、学校のデジタルインフラ拡充のための州への財政支援を目的として、連邦の特別財産「デジタルインフラ基金」が設置された。この基金には、5G モバイル通信のための周波数オークション（2019 年実施）からの収入が充当されるが、初期資金として、2018 年中に連邦予算から 24 億ユーロ（1 ユーロは約 125.4 円）が配分された。同法は全 10 条から成り、その構成は、第 1 条：基金の設置、第 2 条：基金の目的、第 3 条：法的関係における地位、第 4 条：基金の資産及び資金調達、第 5 条：準備金、第 6 条：経済計画・予算法・資金利用、第 7 条：年次報告、第 8 条：管理費用、第 9 条：解散、第 10 条：施行である。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

・ <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP19/2384/238478.html>

### 【ドイツ】賃貸開始時の家賃規制(家賃ブレーキ制)を強化し、借主の権利を強化する法律

2015年に「賃貸権改正法」(BGBl. I S. 610. 本誌 263-2号(2015年5月) p.28参照)が制定され、賃貸住宅事情が厳しい地域において、州が周囲の家賃水準の10%を超える高額な家賃を認めないことを可能とする、いわゆる家賃ブレーキ制が導入された。しかし、大都市圏の家賃の高騰の規制には十分な効果を上げていないとして、民法典や経済刑法(BGBII 1975 S. 1313)等を改正する「賃貸権調整法」(BGBl. I S. 2648)が2018年12月に制定され、2019年1月1日に施行された。同法により、家主(貸主)が家賃ブレーキ制の例外(10%を超える家賃)を求める場合、賃貸契約前に情報提供を行う義務を負い、一方、借主が過払いの家賃を取り戻すには単純な申立てだけで良いとされた。また、賃貸契約の終了を企図した不要な建物改修等に対しては、秩序違反として最高10万ユーロ(1ユーロは約125.4円)の過料を科すことができる等、借主の保護が強化された。ただし、新築物件や大規模改修後の最初の貸出時には家賃ブレーキ制の例外が認められ、1万ユーロ以下の改修工事の場合には家賃引上手続きが簡略化されるなど、貸主と借主の利益のバランスにも留意している。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

・ <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP19/2390/239071.html>

### 【ロシア】国有財産・地方自治体財産の売却におけるインターネット利用の義務化

2019年4月1日、連邦法第45号「連邦法「国有財産及び地方自治体財産の私有化について」の改正について」が成立した。この法律は、2001年12月21日に成立した連邦法第178号「国有財産及び地方自治体財産の私有化について」を改正するものである。主要な改正点は2つある。第一に、国有財産及び地方自治体財産を競売や企画競争入札(価格以外の条件も考慮される形式の入札)等の手段で売却する際、入札はインターネットを介して行われなければならないことになった。連邦の財産に関しては、2017年からインターネットを介してのみ入札が行われていたが、今回の改正によって連邦構成主体・地方自治体の財産の売却に関しても必ずインターネットを介して行われることになった。第二に、従来は、参加者は価格に関する提案書を封筒に入れて提出することが可能だったが、今回の改正によって参加者は入札の過程で提案価格を公開することが義務付けられた。

海外立法情報課・古澤 卓也

・ <https://www.pnp.ru/law/2019/04/01/federalnyy-zakon-45-fz.html>

### 【韓国】スーパーマーケット等におけるプラスチック製レジ袋の配布禁止

2018年12月31日、「資源の節約及び再活用促進に関する法律施行規則」が改正され、スーパーマーケット等におけるプラスチック製レジ袋（以下「レジ袋」）の配布が禁止された。これまでも、スーパーマーケット等におけるレジ袋の無料配布は禁止されていたが、有料配布は認められていた。しかし、今回の同法施行規則の改正により、売場面積が3千㎡以上の大規模小売店舗（百貨店、ショッピングモール等）及び165㎡以上のスーパーマーケットにおいては、有料か無料かを問わず、レジ袋の配布自体が禁止された。また、これまでレジ袋の無料配布が認められていた製菓店・パン屋においても有料配布のみ可能となった。これらの規定に違反した者は、300万ウォン（1ウォンは約0.1円）以下の過料に処される。ただし、紙素材のショッピングバッグのほか、水分がつきやすい生鮮食品、アイスクリーム等を入れるために使用するビニール袋の無料配布は認められる。改正規定は2019年1月1日に施行され、3か月間の周知期間を経て同年4月1日から取締りが開始された。

海外立法情報課・藤原 夏人

・ <http://www.lawmaking.go.kr/lmSts/govLm/2000000259347/detailRP>

・ <http://law.go.kr/LSW/lSEfInfoP.do?lsiSeq=206534#>

### 【韓国】採用に係る不正行為及び差別を防ぐための法改正

2014年1月21日、常時30人以上の労働者を使用する事業・事業場に対し、求職者に提出させた履歴書等の応募書類の返却等を義務付ける「採用手続の公正化に関する法律」が制定された（本誌261-1号（2014年10月）p.30参照）。さらに、2019年4月16日、同法が改正され、採用に係る不正行為及び差別を防ぐための規定が新設された（同年7月17日施行）。今回の法改正により、下請会社に自社社員の採用を強要する行為等、採用に係る強要等の不正行為が禁止された（第4条の2）。違反した者は、3千万ウォン（1ウォンは約0.1円）以下の過料に処される（第17条第1項。他の法令により処罰又は過料の対象となる場合を除く。）。また、求職者の身体的条件（外見、身長、体重等）、出身地、配偶者の有無及び財産並びに求職者の直系尊属・卑属及び兄弟姉妹の学力、職業及び財産に関する情報を、職務遂行に不要であるにもかかわらず応募書類に記載させる等の行為も禁止された（第4条の3）。違反した者は、500万ウォン以下の過料に処される（第17条第2項）。ただし、証明写真を添付させたり、宗教を記載させることは認められる。

海外立法情報課・藤原 夏人

・ [http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC\\_T116W1V1O2R5B1E7J3J6H1J5Z7B3J7](http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_T116W1V1O2R5B1E7J3J6H1J5Z7B3J7)

### 【中国】政府情報公開条例の改正

2019年4月3日、政府情報公開条例が改正され、同年5月15日から施行された。2008年5月1日施行の旧条例が総則、公開の範囲、公開の方法及び手続、監督及び保障、附則の全5章38か条であったのに対し、改正条例は、総則、公開の主体及び範囲、自主的公開、申請による公開、監督及び保障、附則の全6章56か条となり、規定内容が大幅に拡充された。今回の改正は、中国政府が重点政策の1つとする「政務公開」を一層推進するための法整備の一環である。旧条例の施行以来、政府情報の公開件数は年々増加し、国及び省・自治区・直轄市における2018年末までの公開件数の累計は、自主的な公開が約5億2千万件、開示請求による公開が約380万件に達している。改正条例では、行政機関においては政府情報の公開を常態、非公開を例外としなければならないこと、政府情報を作成又は取得した行政機関が当該情報の公開に責任を負うことが明記された。また、開示請求手続とその処理についての規定も詳細化された。

海外立法情報調査室・岡村 志嘉子

・ [http://www.chinalaw.gov.cn/government\\_public/content/2019-04/15/593\\_232616.html](http://www.chinalaw.gov.cn/government_public/content/2019-04/15/593_232616.html)

### 【台湾】文化基本法の制定

2019年5月10日、文化基本法が立法院で可決、成立し、同年6月5日に公布、施行された。全30か条から成る同法は、国民の文化的権利の保障、文化への参加拡大、多元的文化の発展、国の文化発展の基本原則及び施政方針の確立等を目的とする。国の責務としては、全ての民族・世代・社会集団のアイデンティティの保障、平等で自由参加が可能な多元的文化環境の構築に加え、文化保存政策、文化普及政策、文化テクノロジー発展政策及び文化観光発展政策の策定等が明記された。国民の権利に関しては、国民が文化と文化的権利の主体であって、創作・表現・参加の自由と自主性を有すること、創作活動の成果として精神的・財産的な権利及び利益を享有すること、文化政策や関連法規の制定に参画する権利を有することなどが盛り込まれた。文化芸術従事者の生存権と創作活動の権利の保障、文化予算の保障、文化行政のガバナンス強化等についても規定されている。

海外立法情報調査室・岡村 志嘉子

・ <https://lis.ly.gov.tw/lcgci/tspdf2?7428:2-8>

### 【ニュージーランド】半自動小銃等の販売及び所持を禁止する改正法

2019年3月15日、クライストチャーチのモスクで50人が死亡した銃乱射事件発生後、ニュージーランド政府は4月1日に、1983年武器法（1983年法律第44号）等を改正する法案を議会に提出し、4月11日、武器（禁止される銃、弾倉及び部品）改正法（Arms (Prohibited Firearms, Magazines, and Parts) Amendment Act 2019. 2019年法律12号）が成立した（翌日施行）。法改正により、半自動小銃及び軍用半自動小銃等並びにそれらの銃の組立てに使用される部品、弾倉及び銃弾の販売及び所持が禁じられる。害獣駆除等の農業用及び狩猟用の低性能の銃は、規制の対象から除外された。政府は、2019年9月30日までを同法の執行停止期間とし、禁止された銃等の買取り制度を設け、銃の保有者に対し引渡しを呼び掛ける。補償金は銃の年式、型式及び市場価格に基づき算定されるが、政府のプレスリリースによると、100万NZドルから200万NZドル（1NZドルは約75円）の費用が掛かると推定されている。

海外立法情報調査室・原田 久義

・ <http://legislation.govt.nz/act/public/2019/0012/latest/whole.html>

### 【シンガポール】感染症法の改正

感染症法（1976年制定、1977年施行）の改正法が、2019年2月11日に制定され、3月25日に施行された。同改正法は全31か条から成る。今回の改正の目的は、既に国内で罹患が認められた感染症や、新たな感染症の国内流入から国家及び国民を保護することにある。主な改正点は次のとおりである。①感染症の監視強化措置として、保健省医療サービス局長に対し、関係者に必要な情報及び生体から得られた試料（人、動物、昆虫の体液、組織等）の提出を要求できる権限を付与する。②感染症の国内流入防止措置として、港湾及び空港検疫官に対し、予防接種等の予防的処置を受けることなくシンガポールに到着した外国人を入国させず、出身地又は出国地に送還する権限を付与する。その際、シンガポールは退去者の移動費用を負担しない。③感染症の管理強化措置として、隔離又は移動制限の措置を遵守しない者が医療サービス局長の許可なくシンガポールから出国しようとした場合、その者は有罪になると規定する。また、個人ごとに識別できる情報又は人体試料を使用してのみ公衆衛生研究を行うことができる場合、医療サービス局長はそれらの情報又は人体試料の使用、送付又は提供を許可することができる。

海外立法情報課・日野 智豪

・ <https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/5-2019/Published/20190220?DocDate=20190220>